

# 第7期五島市障がい福祉計画

## 第3期五島市障がい児福祉計画

( 令和6年度～令和8年度 )



令和6年3月

五 島 市

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	
第1節 計画策定の趣旨	…2
第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念	…3
第3節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	…5
第4節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	…7
第5節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	…8
第6節 計画の実施期間	…11
第7節 計画の策定体制	…11
第8節 計画の評価体制	…11
<b>第2章 障害者総合支援法におけるサービス供給の仕組み</b>	
第1節 障害福祉サービスの体系	…12
第2節 利用手続きの流れ	…13
第3節 利用者負担	…14
<b>第3章 五島市における障がい者等の現状</b>	
第1節 人口の推移	…15
第2節 身体障害者手帳所持者数の推移	…16
第3節 療育手帳所持者数の推移	…16
第4節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	…16
第5節 障害福祉サービスの年度別給付額の推移	…17
<b>第4章 令和8年度の目標値の設定</b>	
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行について	…18
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	…19
第3節 地域生活支援の充実	…20
第4節 福祉施設から一般就労への移行について	…21
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等	…24
第6節 その他障がい児・者の地域生活の支援を円滑に実施するための方策	…25
<b>第5章 障害福祉サービス、相談支援の見込量及びその確保のための方策</b>	
第1節 訪問系サービス	…27
第2節 日中活動系サービス	…30
第3節 居住系サービス	…35
第4節 入所系サービス	…36
第5節 相談支援	…37
第6節 児童福祉法によるサービス	…39
<b>第6章 地域生活支援事業</b>	
第1節 実施する事業の内容	…43
第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方と見込量	…43
第3節 各事業の見込量の確保のための方策	…48

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画策定の趣旨

国の障がい福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制度が整備されてきました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行以降、市町村及び都道府県には、障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備するため、障がい福祉計画の作成が義務付けられ、さらに、平成30年度の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下「総合支援法等一部改正法」という。）の施行により、障がい児福祉計画の作成も加えられました。

今般、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたします。

この計画で「障がい者」の定義は下記のとおりです。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者  
⇒身体上の障がいがある18歳以上の方であって、身体障害者手帳の交付を受けた方。
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者  
⇒心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉等の援助を要する状態の方で、18歳以上の方。（主に療育手帳保持者）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者  
⇒統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する方で18歳以上の方。
- ・難病患者等  
⇒治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣の定める程度である方で、18歳以上の方。

「障がい者等」の定義は、上記の障がい者の定義に下記の対象者を加えた方が対象となります。

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児  
⇒身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法に規定する発達障がい児を含む）で満18歳に満たない方。
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣の定める程度である方で、満18歳に満たない方。

## 第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念

この計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、次に掲げる点に配慮した、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）とします。

### （1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### （2）市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって、18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象になっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに難病患者等についても、特定医療費の支給認定を行う県を通じて必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービスの活用を周知します。

### （3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の

向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点の機動的な運営体制を構築するとともに、

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化します。こうした拠点等の運営にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

なお、地域生活支援拠点等の運営にあたっては、地域生活支援拠点に関与する機関、人材の連携を強化します。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、市を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を実施します。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業実施計画を含む地域福祉計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する支援体制を整備します。

##### ① 属性を問わない相談支援

地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

##### ② 参加支援

①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

##### ③ 地域づくりに向けた支援

ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、

教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

#### （６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による業務の負担軽減及び効率化により、障がい福祉人材の確保・定着を図ります。

#### （７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

### 第３節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

#### （１）必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの充実及び確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図るとともに、提供体制の確保に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

障がい者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスとの連携を推進するとともに、グループホームを利用している障がい者のうち一人暮らし等を希望する者への支援等の充実を図ります。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に市内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込みます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、個々の機関が有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進、障害者就業・生活支援センターとの連携により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行とともに、その定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や、人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

強度行動障害を有する者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努め、特に支援を必要とする者や家族に対する聴き取りにより課題を把握します。

高次脳機能障害を有する者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握します。

難病患者については、多様な症状やその特性に配慮しながら、医療機関等の専門機関

と連携し、障害福祉サービスの利用も含めて支援します。

障がい者等に対する支援については、相談支援事業所や関係機関と連携して、サービスにつながっていない在宅の者を把握するとともに、巡回訪問等による状況把握及び支援に努めます。

#### (6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

### 第4節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

#### (1) 相談支援体制の充実・強化

市は、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談事業所の充実のため、必要な施策を実施します。

相談支援体制に関しては、総合的な支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能について、行政機関その他関係機関との連携に努めつつ、自立支援協議会で検証・評価し、更なる充実・強化を図ります。

#### (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等に入所または、精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

#### (3) 発達障がい者等に対する支援

##### ① 発達障がい者等への相談支援体制等の充実

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と緊密に連携しながら支援できる体制の整備を進めます。



## ② 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

## (4) 協議会の活性化

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、障がい者等及びその家族、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会の更なる充実を図ります。

自立支援協議会は、関係機関の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、障がい福祉計画の策定及び変更の際に、意見を求められた場合には地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行います。

自立支援協議会の運営においては、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

## 第5節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

### (1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、障害児通所支援事業所の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、次に掲げる支援機能を有する体制を整備します。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対する、スーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と適切な時期に必要な協議が行われるような体制を整備します。

## (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいの早期発見と適切で効果的な支援並びに健全な育成を進めるため、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所・認定こども園、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関やこども家庭センターと連携した支援体制を構築します。

さらに、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を維持します。

## (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として位置づけ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うとともに、関係機関が連携・協力しながら障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

## (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

### ① 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障がい児及び医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、ニーズが多様化している状況を踏まえ、自立支援協議会等において短期入所の役割や在り方について検討します。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するとともに、障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議します。

加えて、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行います。

### ② 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児については、特別支援学校や障害福祉サービス事業者等と連携しながら特に支援が必要な者を把握するとともに、人材育成

を通じて支援体制の整備を図ります。

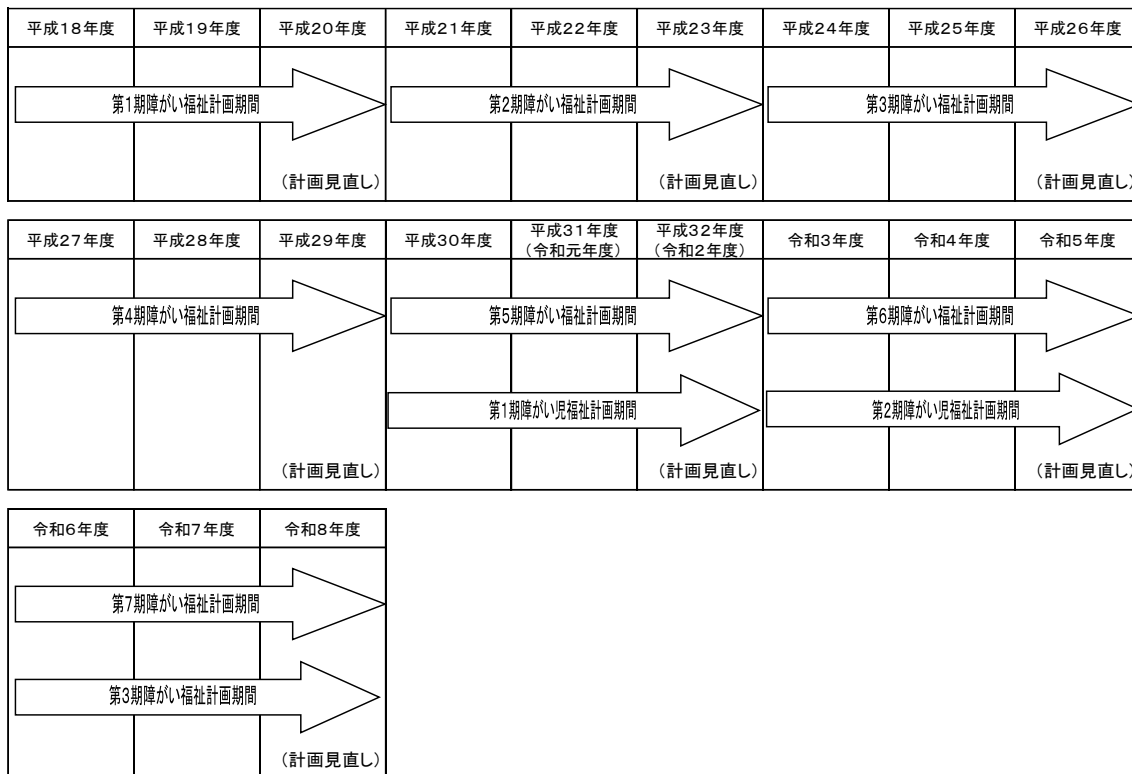
(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

さらに、地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を有する児童発達支援センターの設置により、市内の障がい児相談支援の提供体制を確保します。

## 第6節 計画の実施期間

第7期障がい福祉計画の実施期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。  
第3期障がい児福祉計画の実施期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



## 第7節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、福祉サービス事業者へのヒアリング、サービス利用者へのアンケート及び五島市自立支援協議会における審議を行ったほか、計画（案）を五島市ホームページへ掲載、市役所（本庁及び各支所）市政情報コーナーに配備し、広く市民の意見を反映させるためのパブリックコメントを実施しました。

## 第8節 計画の評価体制

計画の実施にあたっては、サービスの見込み量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を自立支援協議会において年度ごとに点検、評価します。

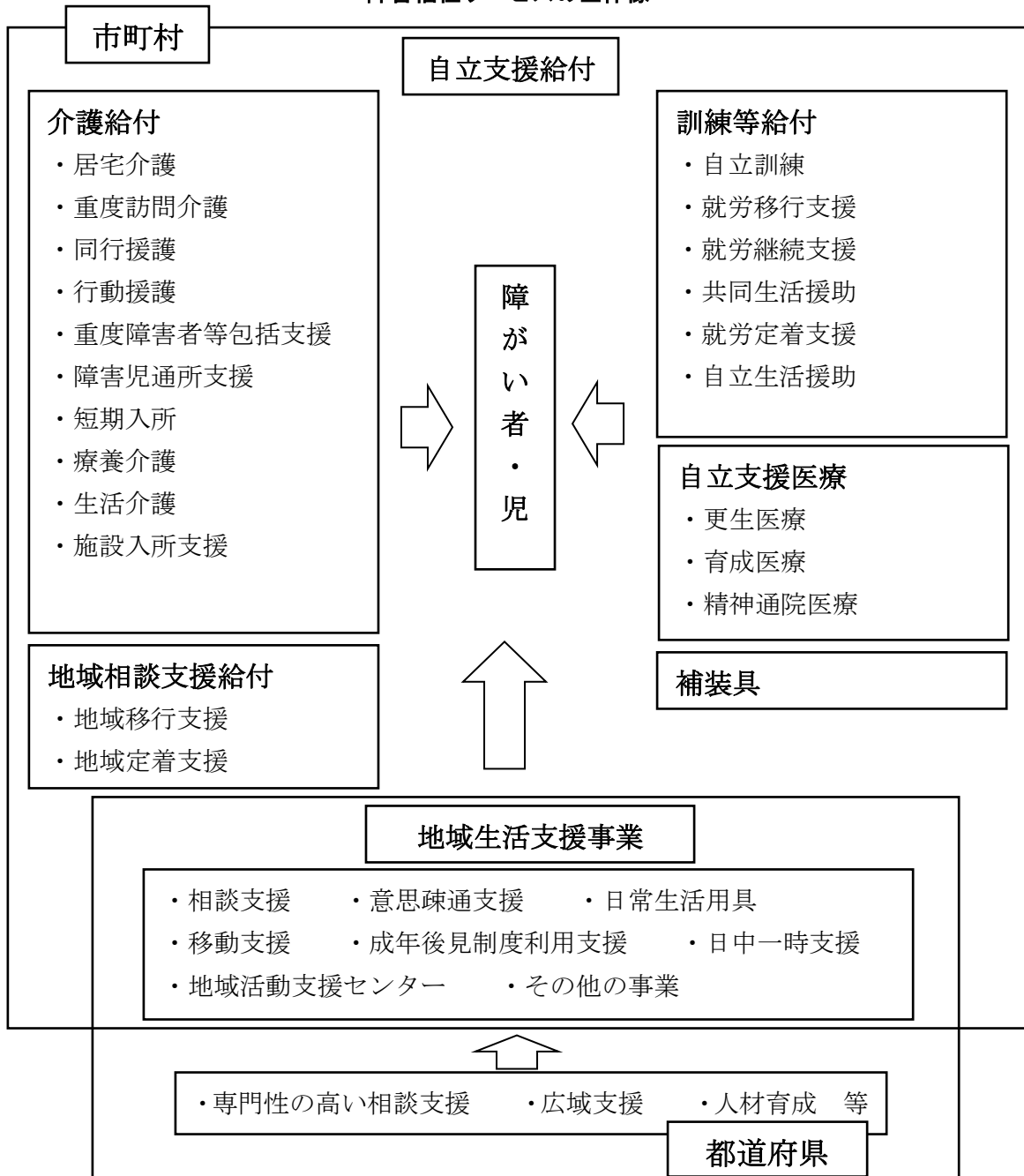
## 第2章 障害者総合支援法におけるサービス供給の仕組み

### 第1節 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法におけるサービスを、障害福祉サービスといいます。障害福祉サービスには、「介護給付」と「訓練等給付」があります。また、市の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業によるサービスがあります。

障害者総合支援法では、利用したいサービスを選び、市に相談、障害福祉サービス利用の申請を行います。市は調査等を実施して、支給の必要性があると認めた場合に、支給決定をします。利用者は支給決定を受け、受給者証が交付されてからサービス提供事業所・施設と直接、契約を結び、サービスを受けることになります。

障害福祉サービスの全体像



## 第2節 利用手続きの流れ

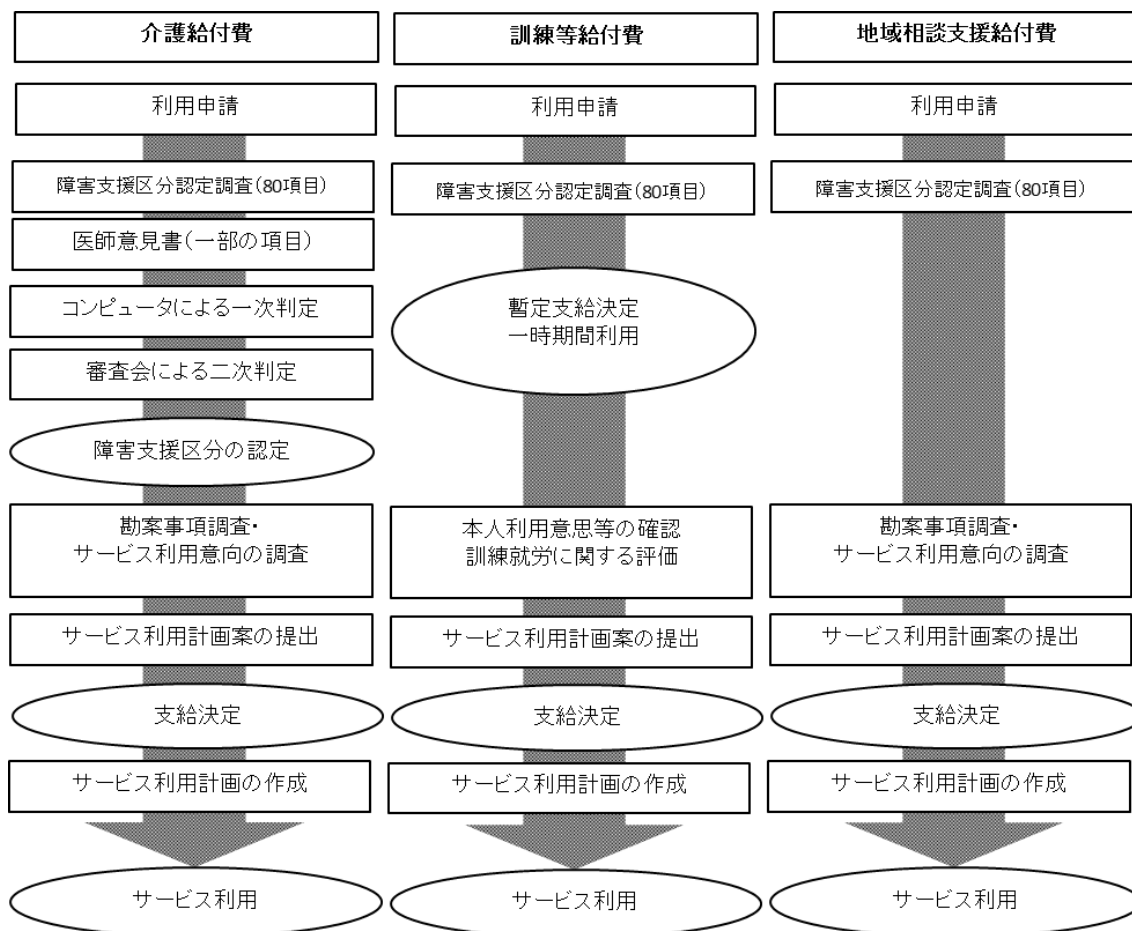
介護給付を利用する場合は、障害支援区分に基づく判定が必要となります。(障害支援区分は、障がい者等の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を、6段階の区分により総合的に示すものです。)

利用申請を行った後、調査員による障害支援区分認定調査(全国共通の80項目の調査)を行い、医師の意見書と併せてコンピュータ判定により一次判定を行います。その後、医師意見書と調査員による特記事項を勘案して、五島市障害支援区分認定審査会により二次判定が行われます。

市は、障害支援区分のほか、サービス等の利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービス等利用計画案を加味して、サービス等の種類や量について、個別に支給決定を行います。

訓練等給付は、障害支援区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握する必要があるため、障害支援区分認定調査を実施します。できる限り障がい者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービス等を利用した結果を踏まえて正式な支給決定を行います。

地域相談支援給付についても、障害支援区分の認定は不要ですが、障害支援区分認定調査を実施し、対象者の状況を適切に把握し、支給決定を行います。



### 第3節 利用者負担

利用者負担は、サービスにかかる費用の一割を利用者がサービス提供事業者・施設に支払い、残りを障害福祉サービス費として市がサービス提供事業者に支払います。

利用者負担金は、原則サービスの一割負担となりますが、世帯所得に応じて月額負担上限額が設定されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。ただし、施設にかかる光熱水費、食費等は、実費として別途徴収となります。

#### 障害福祉サービスの利用者負担上限月額

(障がい者の場合)

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給されている方	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般1	市民税課税世帯の人(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(障がい児の場合)

区 分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護を受給されている方		0円
低所得	市民税非課税世帯の人		0円
一般1	市民税課税世帯の人 (所得割28万円未満)	通所施設・ホームヘルプ 利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

所得を判断する場合の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳 での世帯

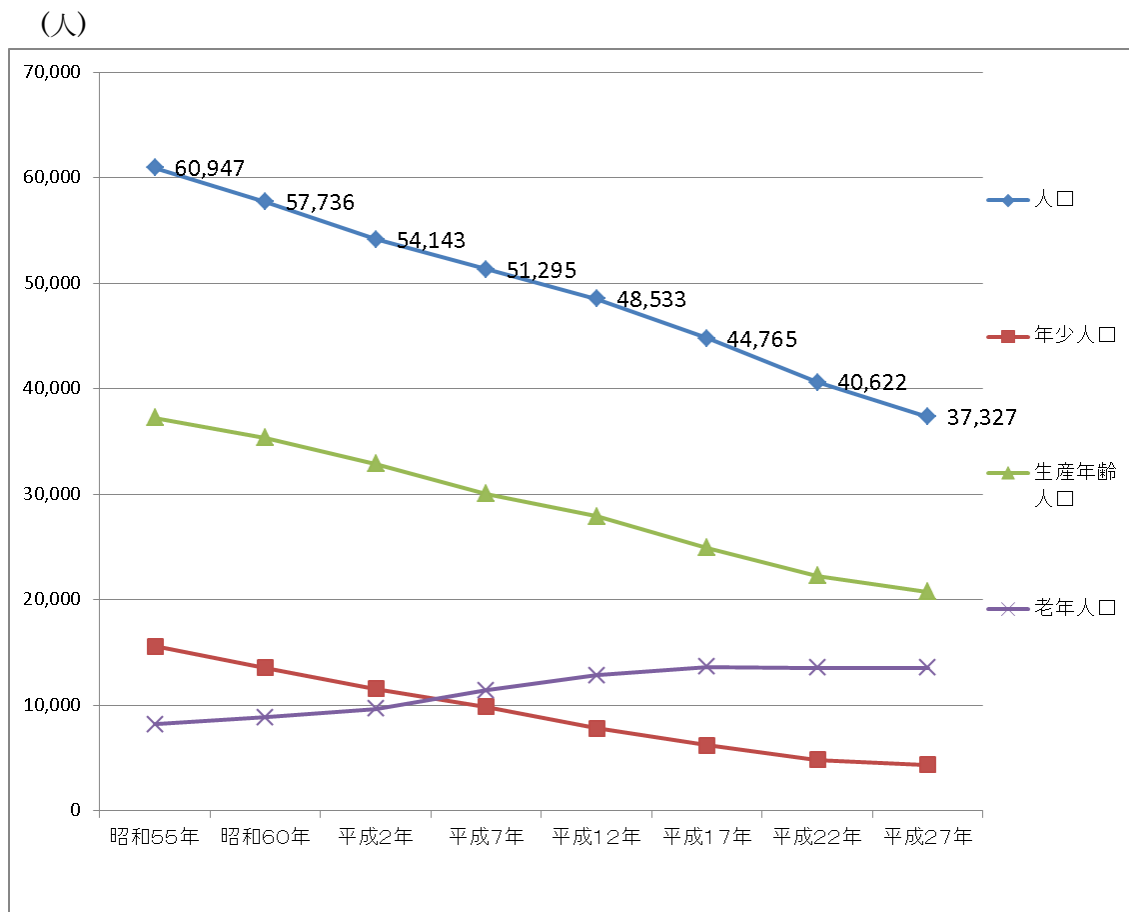
### 第3章 五島市における障がい者等の現状

#### 第1節 人口の推移

令和2年国勢調査人口等基本集計結果（令和3年11月30日総務省統計局公表）によると、本市の総人口は34,391人で前回（平成27年）より、2,936人（▲7.87%）減少しました。

人口総数に対する年齢構成の割合については、年少人口（15歳未満）10.5%、生産年齢人口（15歳～64歳）48.6%、老年人口（65歳以上）40.9%となっており、今回の調査で初めて生産年齢人口割合が50%を下回り、老年人口割合が40%を上回りました。

人口及び年齢3区分人口推移





## 第2節 身体障害者手帳所持者数の推移

五島市の身体障害者手帳所持者数は、5年間の実績で見ると人口減少と比例し減少しています。

単位：人

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	646	659	635	610	561
2級	352	345	339	323	304
3級	381	368	349	329	324
4級	541	539	515	484	451
5級	187	177	173	159	154
6級	206	201	190	185	180
計	2,313	2,289	2,201	2,090	1,974

## 第3節 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあるものの、令和4年度は令和3年度と比較して減少しています。

単位：人

程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	137	137	137	138	134
A2	112	115	120	118	115
B1	177	177	174	173	178
B2	142	153	158	161	161
計	568	582	589	590	588

## 第4節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

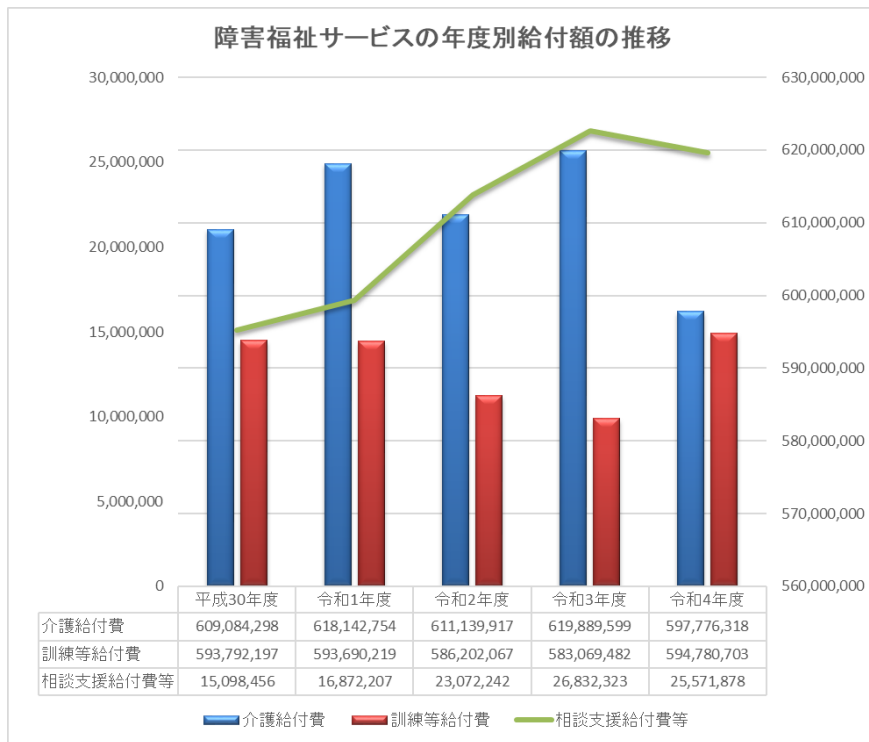
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあるものの、令和4年度は令和3年度と比較して減少しています。

単位：人

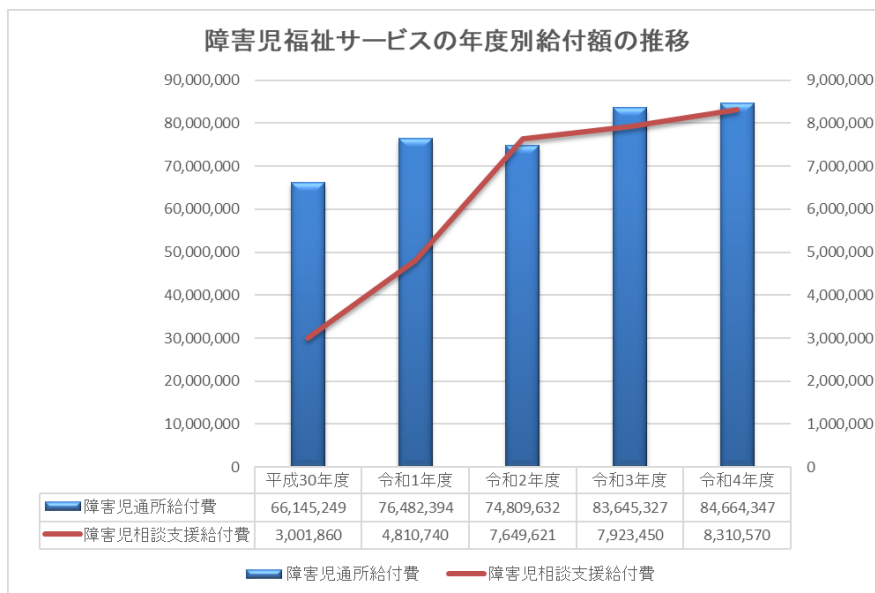
等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	68	67	72	77	65
2級	296	311	332	342	345
3級	77	77	77	80	74
計	441	455	481	499	484
【参考】 自立支援医療（精神通院）受給者数	722	752	784	791	775

## 第5節 障害福祉サービスの年度別給付額の推移

障害福祉サービス給付額については、平成30年度から令和4年度の5年間で、介護給付費、訓練等給付費は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、相談支援給付費等については、10,473,422円（伸び率69.4%）増加している状況です。



障害児福祉サービス給付額については、平成30年度から令和4年度の5年間で、障害児通所給付費が18,519,098円（伸び率28.0%）増加し、障害児相談支援給付費は5,308,710円（伸び率176.8%）増加している状況です。



## 第4章 令和8年度の目標値の設定

### 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 【前計画の目標と実績】

項目	考え方	目標	実績
基準となる入所者数	令和元年度末入所者数	—	108人
地域生活移行者数	令和元年度末時点の入所者のうち、令和5年度末において、グループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数	6人（6%）	4人
施設入所者の削減見込	令和5年度末施設入所者の削減見込み数	1人（1.6%）	3人

※実績は、令和5年8月実績。

#### 【本計画の目標】

項目	考え方	目標
基準となる入所者数	令和4年度末入所者数	106人
地域生活移行者数	令和4年度末時点の入所者のうち、令和8年度末において、グループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数	6人（6%）
施設入所者の削減見込	令和8年度末施設入所者の削減見込み数	5人（5%）

#### 【現状と課題】

施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実強化とともに取り組む必要があります。

#### 【今後の方針及び確保のための方策】

施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について確認し、必要な支援等について相談支援事業所など関係機関と連携して検討します。

また、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進します。

## 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

#### 【現状と課題】

五島市においては、保健・医療・福祉が有機的に連携して、精神障がい者の地域移行や地域定着に取り組んでいます。

#### 【今後の方針及び確保のための方策】

自立支援協議会の相談支援部会を中心として、保健・医療・福祉が連携して地域移行や地域定着に取り組んでいます。さらに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築への対応を進めます。

また、その取組状況については自立支援協議会へ報告するなど、関係者で連携して取り組みを進めます。

### 第3節 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とします。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握に努めます。

#### 【現状と課題】

五島市における地域生活支援拠点整備については、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」で整備しています。

#### 【今後の方針及び確保のための方策】

自立支援協議会相談支援部会の相談支援事業所を中心として、支援体制をコーディネートし、関係機関等が密に連携して支援を実施していきます。

地域生活支援拠点等の機能は、次のとおりです。

##### ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

##### ② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

##### ③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

##### ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

##### ⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### 第4節 福祉施設から一般就労への移行について

- ① 国は、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

##### 【前計画の目標と実績】

考え方	目標	実績
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	—	5人
令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	6人	5人 (R4)

##### 【本計画の目標】

考え方	目標	実績
令和3年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	—	10人
令和8年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	13人	

- ② 国は、就労移行支援事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。

##### 【前計画の目標と実績】

考え方	目標	実績
令和元年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数	—	5人
令和5年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数	6人	2人 (R4)

##### 【本計画の目標】

考え方	目標	実績
令和3年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数	—	2人
令和8年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数	3人	

- ③ 国は、就労継続支援A型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね  
1. 29倍以上とすることを基本としています。

【前計画の目標と実績】

考え方	目標	実績
令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	—	2人
令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	3人	0人 (R4)

【本計画の目標】

考え方	目標	実績
令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	—	0人
令和8年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	

- ④ 国は、就労継続支援B型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね  
1. 28倍以上とすることを基本としています。

【前計画の目標と実績】

考え方	目標	実績
令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	—	3人
令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	4人	3人 (R4)

【本計画の目標】

考え方	目標	実績
令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	—	8人
令和8年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	11人	

- ⑤ 国は、就労定着支援について、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを基本としています。

【前計画の目標と実績】

考え方	目標	実績
令和元年度の就労定着支援事業の利用者数	—	0人
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	0人	0人 (R4)

【本計画の目標】

考え方	目標	実績
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	—	0人
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	0人	



## 第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置します。

### 【前計画の目標と実績】

項目	考え方	目標	実績
児童発達支援センターと同等の機能を有する体制	令和5年度末までに、児童発達支援センターと同等の支援機能を有する体制の構築	構築	構築
保育所等訪問支援を利用できる体制	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築
重症心身障がい児を支援する事業所数	令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1箇所	0箇所
医療的ケア児が適切な支援を受けられる協議の場	令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

※医療的ケア児とは

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要なこどものこと。

### 【現状と課題】

五島市においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、医療的ケア児の実態把握、情報共有及び課題解決に取り組んでいます。

五島市においては、医療的ケア児の保護者支援に関して、レスパイトケア体制の不足や離職を防止するための対策が課題です。

### 【今後の方針及び確保のための方策】

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための場を通して、医療的ケア児や家族に対するサービスの現状について実態を把握し、サービスの確保に努めます。

また、児童発達支援センターの設置など、障がい児への地域支援体制の充実を図ります。

## 第6節 その他障がい児・者の地域生活の支援を円滑に実施するための方策

### (1) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待防止センターをはじめとして、関係機関等が連携して障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。それらの体制や取り組みについては、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。

### (2) 意思決定支援及び成年後見人制度の利用促進

障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人自身が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援を行います。

また、成年後見制度を利用することが適当である知的又は精神に障がいのある人で、経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して支援を行います。

### (3) 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

障がい者団体や障害福祉サービス事業所などが取り組んでいる障がい者の文化芸術活動へ支援を行います。また、障害者団体連絡協議会が中心となって「障害者週間」に実施している「和い輪いまつり」や市が催している各種行事など、障がいのある人の社会参加活動を促進します。

### (4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の趣旨・目的等に関する周知活動を継続的に実施します。また、市民との交流活動等により障がい及び障がいのある人に対する理解促進を進めます。

(5) 障害福祉サービスに係る人材育成

地域において、障がいのある人への各種相談支援を行う指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上のため、サービス・相談支援従事者研修を行うなど、障害福祉サービス従事者の養成と資質向上の推進を図ります。

また、ハローワーク、五島振興局、学校及び各業界団体等で連携し、若者の職場定着及び人材確保等の事業に取り組めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

自立支援協議会相談支援部会を中心として、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

市の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証します。

また、自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みます。

項目	考え方	目標
審査結果の分析、共有	審査結果を分析し、事業所等と共有する体制の構築	構築
	1年間あたりの事業所等との審査結果の共有の場の開催回数	1回

## 第5章 障害福祉サービス、相談支援の見込量及びその確保のための方策

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援の提供体制の確保に係る目標として以下に掲げる事項に係る目標を設定いたします。

### 第1節 訪問系サービス

#### 【現状と課題】

障がい者の地域生活を支えるサービスとして認知されています。障がい者が安定して、いつでも必要に応じた在宅サービスが受けられる体制の充実が必要です。

#### 【今後の方針及び確保のための方策】

障がい者が在宅で安心して生活できるように支援するため、サービスの必要量の確保と質の向上に努めます。また、障がい種別を問わず、必要なサービスが利用できるようなサービス事業所の確保に努めます。

#### ① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	—	—	—	86人	86人	86人
実績利用者数 (実人員)	85人	80人	72人			
サービス見込量 (時間)	—	—	—	1,032時間	1,032時間	1,032時間
サービス実績 (時間)	1,518時間	957時間	866時間			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「時間」は、時間単位でサービスを提供することから1月あたりの延べ時間数

※令和5年度は、8月実績分。

## ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

重度訪問介護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	—	—	—	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			
サービス見込量	—	—	—	0時間	0時間	0時間
サービス実績	0時間	0時間	0時間			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「時間」は、時間単位でサービスを提供することから1月あたりの延べ時間数。

※令和5年度は、8月実績分。

## ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

同行援護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	—	—	—	1人	1人	1人
実績利用者数 (実人員)	1人	2人	1人			
サービス見込量	—	—	—	4時間	4時間	4時間
サービス実績	5時間	8時間	7時間			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「時間」は、時間単位でサービスを提供することから1月あたりの延べ時間数。

※令和5年度は、8月実績分。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等について、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

居宅介護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	—	—	—	2人	2人	2人
実績利用者数 (実人員)	2人	3人	2人			
サービス見込量	—	—	—	8時間	8時間	8時間
サービス実績	2時間	3時間	2時間			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「時間」は、時間単位でサービスを提供することから1月あたりの延べ時間数。

※令和5年度は、8月実績分。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

重度障害者等包括 支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	—	—	—	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			
サービス見込量	—	—	—	0時間	0時間	0時間
サービス実績	0時間	0時間	0時間			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「時間」は、時間単位でサービスを提供することから1月あたりの延べ時間数。

※令和5年度は、8月実績分。

## 第2節 日中活動系サービス

### 【現状と課題】

障がい者がその人らしく生活するために、日中活動を主体的に選んで利用できるよう、障害者総合支援法の日中活動系サービスや地域活動支援センターなどの様々な日中活動の場を、質・量ともに十分に提供できる環境づくりが求められています。

### 【今後の方針及び確保のための方策】

相談支援事業所と連携し、障がい者のサービスニーズの把握に努め、障害者総合支援法で定められた介護給付や、通所支援施設による訓練等給付（自立訓練、就労継続支援）の充実を図りながら、その人らしく生活するために支援を行い、自立した地域生活への移行を推進いたします。

なお、訓練等給付の就労継続支援B型のサービスについては、令和4年度末にはサービス提供事業所が13事業所となり、一定のサービス提供体制が確保された状況となるため、今後のサービスニーズについて確認していく必要があります。

#### ① 生活介護

障害者支援施設その他の施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものについて、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

生活介護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	188人	188人	188人	187人	187人	187人
実績利用者数 (実人員)	190人	184人	169人			
サービス見込量	3,648 人日分	3,648 人日分	3,648 人日分	3,643 人日分	3,643 人日分	3,643 人日分
サービス実績	4,400 人日分	4,912 人日分	3,498 人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいや有する障がい者について、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練 （機能訓練）	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 （実人員）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績利用者数 （実人員）	0人	0人	0人			
サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
サービス実績	0人日分	0人日分	0人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいや有する障がい者について、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練 （生活訓練）	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 （実人員）	6人	6人	6人	0人	0人	0人
実績利用者数 （実人員）	0人	0人	0人			
サービス見込量	180人日分	180人日分	180人日分	0人日分	0人日分	0人日分
サービス実績	0人日分	0人日分	0人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。



#### ④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

就労移行支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	8人	8人	8人	1人	1人	1人
実績利用者数 (実人員)	7人	5人	4人			
サービス見込量	126人日分	126人日分	126人日分	18人日分	18人日分	18人日分
サービス実績	110人日分	84人日分	62人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

#### ⑤ 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な方について、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	11人	11人	11人	15人	15人	15人
実績利用者数 (実人員)	9人	10人	15人			
サービス見込量	220人日分	220人日分	220人日分	300人日分	300人日分	300人日分
サービス実績	189人日分	217人日分	238人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

⑥ 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	222人	222人	222人	210人	210人	210人
実績利用者数 (実人員)	208人	204人	203人			
サービス見込量	4,281 人日分	4,281 人日分	4,281 人日分	4,045 人日分	4,045 人日分	4,045 人日分
サービス実績	3,955 人日分	3,850 人日分	3,911 人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者について、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けての必要な支援を行います。

就労定着支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			
サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
サービス実績	0人日分	0人日分	0人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

⑧ 短期入所

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等について、当該施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事、その他の必要な介護を行います。

短期入所 (福祉型)	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	9人	9人	9人	7人	7人	7人
実績利用者数 (実人員)	8人	5人	6人			
サービス見込量	63人日分	63人日分	63人日分	49人日分	49人日分	49人日分
サービス実績	70人日分	43人日分	51人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

短期入所 (医療型)	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績利用者数 (実人員)	1人	1人	1人			
サービス見込量	4人日分	4人日分	4人日分	4人日分	4人日分	4人日分
サービス実績	2人日分	4人日分	2人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

### 第3節 居住系サービス

#### 【現状と課題】

地域で自立した生活を希望する方の対応や、障がい者の地域移行を進める上で、今後も利用者の増加が見込まれることから、共同生活援助（グループホーム）の充実を図ることが求められています。

#### 【今後の方針及び確保のための方策】

障害者総合支援法で居住支援として位置づけられている共同生活援助（グループホーム）の開設を促進し、地域で自立した生活を安心して送れるように相談支援事業所と連携して適切な居宅介護サービス等の提供を図り、日常生活の支援を行います。

病院や施設から地域生活へ移行する障がい者の支援に努めます。

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助 (グループホーム)	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	161人	161人	161人	148人	148人	148人
実績利用者数 (実人員)	150人	149人	144人			
①のうち精神障害者における利用者数 (実人員)	—	—	76人	85人	85人	85人
①のうち重度障害者における利用者数 (実人員)	—	—	0人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

## ② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関との調整を行います。

自立生活援助	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数

※令和5年度は、8月実績分。

## 第4節 入所系サービス

### 【現状と課題】

国が定めた基本方針の中では、入所等から地域生活への移行を推進しております。地域生活に移行できる方について地域移行を進めていく必要があります。

### 【今後の方針及び確保のための方策】

地域生活の移行が可能な障がい者の地域移行を促進する取り組みを行い、相談支援事業所と連携して在宅で安心して生活できるように支援を行います。

## ① 施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

施設入所支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	106人	105人	104人	102人	101人	100人
実績利用者数 (実人員)	106人	102人	103人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

## ② 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する障がい者について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のお世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

療養介護	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	18人	18人	18人	17人	17人	17人
実績利用者数 (実人員)	17人	18人	17人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

## 第5節 相談支援

### 【現状と課題】

障がい者、障がい児が抱える悩みは、障がい内容、家族関係、社会状況など多種多様です。家族や友人のいる地域で暮らしていくために、抱えている問題を相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の充実が必要です。

単にサービスを利用するのではなく、サービスの必要な人に、適量なサービスを支給し、自立した生活を送れるような相談対応できるスキルの向上が必要です。

施設や病院に入院していた障がい者が地域での生活を希望したときに地域移行、地域定着をするためには、退所や退院に向けたケアマネジメントを行い、相談体制や住居の確保、新生活の準備等についての支援が求められます。地域生活への移行、定着を計画的に支援するコーディネート機能を充実する必要があります。

### 【今後の方針及び確保のための方策】

障がい者の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスを利用できるよう研修会などにより、さらに相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。

また、こどもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方へ助言を行っていきます。

① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

計画相談	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	120人	121人	121人	110人	110人	110人
実績利用者数 (実人員)	119人	116人	106人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対して、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域移行支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績利用者数 (実人員)	1人	0人	0人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

地域定着支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月実績分。

## 第6節 児童福祉法によるサービス

### 【現状と課題】

障がい児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう障がい児通所支援等の充実が求められています。

### 【今後の方針及び確保のための方策】

障がいの早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障がいのあるこどもの自立を支援します。

#### ① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別教育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

児童発達支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	56人	56人	56人	50人	50人	50人
実績利用者数 (実人員)	61人	47人	44人			
サービス見込量	140人日分	140人日分	140人日分	130人日分	130人日分	130人日分
サービス実績	178人日分	125人日分	118人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。



② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児について、児童発達支援及び治療を行います。

医療型 児童発達支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			
サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
サービス実績	0人日分	0人日分	0人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

③ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

放課後等 デイサービス	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	57人	58人	59人	80人	80人	80人
実績利用者数 (実人員)	84人	82人	79人			
サービス見込量	542人日分	551人日分	561人日分	680人日分	680人日分	680人日分
サービス実績	802人日分	704人日分	656人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。

保育所等訪問支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	8人	8人	8人	5人	5人	5人
実績利用者数 (実人員)	5人	5人	5人			
サービス見込量	16人日分	16人日分	16人日分	10人日分	10人日分	10人日分
サービス実績	5人日分	5人日分	10人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

居宅訪問型 児童発達支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績利用者数 (実人員)	0人	0人	0人			
サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
サービス実績	0人日分	0人日分	0人日分			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

⑥ 障害児相談支援

障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」のことをいいます。

「障害児支援利用援助」では、障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

「継続障害児支援利用援助」では、利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

障害児相談支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	28人	29人	29人	35人	35人	35人
実績利用者数 (実人員)	34人	35人	35人			

※「利用者数」は、1月あたりの利用者数。

※「人日分」は、「1日の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」。

※令和5年度は、8月実績分。

## 第6章 地域生活支援事業

### 第1節 実施する事業の内容（障害者総合支援法第77条）

障害者総合支援法第77条では市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい各種の事業について法定化された事業で、10種類の必須事業とその他の事業に区分されます。

### 第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方と見込量

(必須事業)

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ピアカウンセリングや当事者の自助グループの活動等、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ③ 相談支援事業

障がい者等又は障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるようになります。

相談支援	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
住宅入居等支援事業	実施 無	実施 無	実施 無	実施 有	実施 有	実施 有

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度利用支援	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人員）	2人	2人	2人	3人	3人	3人

※「利用者数」は、1年間の利用者数。

※令和5年度は、8月までの実績分。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の活動を支援することにより、成年後見制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者派遣	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人員）	6人	6人	4人	4人	4人	4人

※「利用者数」は、1年間の利用者数。

※令和5年度は、8月までの実績分。

⑦ 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するものとします。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	3件	2件	1件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	4件	3件	3件	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	10件	7件	6件	8件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	16件	10件	5件	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	1,070件	1,102件	562件	1,136件	1,136件	1,136件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	0件	0件	1件	2件	2件	2件

※「件数」は、1年間の給付件数。

※「排泄管理支援用具」は、1月を1件でカウント。

※令和5年度は、8月までの実績分。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

手話奉仕員養成研修	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-	入門課程	基礎課程	入門課程	基礎課程	入門課程
手話奉仕員養成講座 修了者数	-	10人	10人	10人	10人	10人
手話奉仕員登録者数	34人	33人	33人	35人	35人	35人

※令和5年度は、8月までの実績分。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

移動支援	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	12人	12人	12人	10人	10人	10人
実績利用者数 (実人員)	6人	5人	6人			
利用時間数見込 (延べ時間数)	480時間	480時間	480時間	400時間	400時間	400時間
利用時間数実績 (延べ時間数)	150時間	171時間	99.5時間			

※「利用者数」は、1年間あたりの利用者数。

※「利用時間数」は、1年間の延べ時間数。

※令和5年度は、8月までの実績分。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等が通所利用し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

地域活動支援センター	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人員）	78人	59人	60人	65人	65人	65人

※「利用者数」は、1年間あたりの利用者数。

※令和5年度は、8月までの実績分。

(その他の事業)

必須事業のほか、市の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができます。

●日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう支援します。

日中一時	前計画			本計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用者数 (実人員)	20人	20人	20人	16人	16人	16人
実績利用者数 (実人員)	6人	7人	8人			

※「利用者数」は、1年間の利用者数。

※令和5年度は、8月までの実績分。



### 第3節 各事業の見込量の確保のための方策

障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

- ・理解促進研修・啓発事業については、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」をはじめとした、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を継続的に実施します。
- ・障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
- ・相談支援事業は、地域の関係機関の連携の下に、相談支援の質の向上を図ります。
- ・自立支援協議会において、相談支援機能強化事業を推進します。
- ・成年後見制度については、障がい者がサービス等の利用が円滑にできるよう、制度の周知を行います。
- ・意思疎通支援事業及び日常生活用具給付事業並びに移動支援事業については、ニーズに対応できるよう、必要な措置を講じます。
- ・地域活動支援センターについては、利用状況等を踏まえながら運営体制を維持します。
- ・その他の事業については、利用者のニーズに基づき、必要なサービスが提供できるように努めます。
- ・各種サービス、事業等について広く情報提供できるよう周知に努めます。
- ・サービス提供者との連携を密にし、自立支援協議会においてサービス利用効果や、利用者の満足度等サービスの質の検証に努めます。